

監査公表第 665 号

包括外部監査の結果に対して講じた措置について、地方自治法第 252 条の 38 第 6 項前段の規定により、京都市長から通知があったので、同項後段の規定により、当該通知に係る事項を次のとおり公表します。

平成 23 年 12 月 26 日

| | | | |
|---------|---|---|---|
| 京都市監査委員 | 繁 | 隆 | 夫 |
| 同 | 津 | 田 | 早 |
| 同 | 不 | 室 | 嘉 |
| 同 | 海 | 沼 | 芳 |
| | | | 晴 |

1 平成 22 年度包括外部監査（平成 23 年 3 月 30 日監査公表第 652 号）

（産業観光局－1）

| 指 摘 事 項 |
|---|
| <p>1. 京都市中小企業融資制度に係る監査の結果及び意見</p> <p>（2）契約の不備について（結果）</p> <p>ii) 覚書における預託金支払時期の記載について</p> <p>預託金は、実際の融資実行に先立ち、4月1日に4～6月の融資実行見込額に基づき資金を預託する。同様に、6月末、9月末、12月末に、それぞれ7～9月、10～12月、1～3月における融資実行見込額に応じた資金を預託している。</p> <p>しかしながら、金融機関との預託条件に関する覚書においては、預託金の支払時期に関する記載がなされていない。覚書において、支払時期を明確に記載する必要がある。</p> |

| 講 じ た 措 置 |
|---|
| 覚書における預託金支払時期の記載について、平成 23 年度から「中小企業融資制度に係る預託条件に関する覚書」に預託金の支払時期を明記した。 |

| 指 摘 事 項 |
|---|
| <p>2. 委託契約に係る監査の結果及び意見</p> <p>(3) 積算誤りについて（結果）</p> <p>(公有林環境整備対策：平成21年度契約実績70,987千円)</p> <p>委託契約の抽出案件に対する監査手続を実施している中で、作業内容が同様で地域違いの松くい虫対策の契約（公有林環境整備対策及び森林病害虫被害放置木処理対策）があつた。それらの積算方法を比較すると、公有林環境整備対策の積算では、別途諸経費の積算がされているにも関わらず、松くい虫対策の1平方メートル当たりの単価に諸経費が含まれており、諸経費分の総額270千円が二重に積算されていたことが判明した。</p> <p>これを受けて、当該委託料の過大積算につき委託先である財団法人花脊森林文化財団へ報告したところ、同財団では予定間伐エリア以上の間伐処理をしており、それを考慮すると過大ではないとのことから、精算はしないという結果となった。本来であれば精算を行い、市が予定間伐エリア以上の間伐処理を追加委託しているならば契約変更の手続きを取るべきである。</p> <p>また、積算が誤っていたことに変わりはないため、以後、正確な積算を行うとともに積算のチェック体制を強化する必要がある。</p> |

| 講 じ た 措 置 |
|---|
| <p>委託業務を追加する場合は、契約変更又は新たな契約を行うこと、及び委託料の積算の確認は、複数者による二重チェックのうえ、正確な積算を行うことを、所属長から所属職員に徹底した。</p> |

| 指 摘 事 項 |
|--|
| <p>2. 委託契約に係る監査の結果及び意見</p> <p>(4) 適切な決裁について（結果）</p> <p>（北山美林再生対策：平成21年度契約実績56,800千円）</p> <p>北山林業地域の間伐、枝打ち等の森林整備について事業区内で新たに除間伐支障木伐採すべき樹木が確認されたため、金額が18,720千円から22,720千円に変更された。その際の変更決裁が部長決裁で行われていたが、計理事務に関する専決規程（「報告書」61頁を参照）によると物品契約関係の20,000 千円超の決裁は局長決裁が必要であり、局長決裁されるべき変更決裁であった。</p> <p>もともとの金額が部長決裁案件であったため失念していたことであるが、規程の逸脱は市民の利益に反する委託料の支払いにつながりかねないため計理事務に関する専決規程に従った適切な決裁が必要である。</p> |

| 講 じ た 措 置 |
|--|
| 適切な決裁について、当該所属である京北農林業振興センターにおいて、事務処理の再点検や計理事務に関する専決規程に従った適切な決裁が行われるよう職員研修を実施し、周知徹底を図った。 |

| 指 摘 事 項 |
|---|
| <p>2. 委託契約に係る監査の結果及び意見</p> <p>(4) 適切な決裁について（結果）</p> <p>（京都高度技術研究所ビルに係る環境整備事業基本計画策定及び整備業務委託：平成21年度契約実績77,000千円）</p> <p>当該事業は市が株式会社大阪ガストータルファシリティーズと委託契約を締結し、そのうち工事部分を株式会社大阪ガストータルファシリティーズが公成建設株式会社へ再委託をしている。その再委託に関して株式会社大阪ガストータルファシリティーズから提出された「指名見積合せ結果及び契約の内容報告」では予定価格60,000 千円、実際見積価格は51,000千円となっているが、工事請負契約は平成21年10月19日に49,000千円で締結し、その後平成22年1月13日に16,000千円増額されている。</p> <p>ところが、市が行った再委託承諾は平成21年10月19日時点で既に増額後の65,000千円で決裁されており、指名見積との整合性がとれていなかった。本来は当初発注金額で再委託承諾決裁をとり、1月時点で追加部分の決裁を取るべきものであったが、追加工事見積まで決まった1月の段階で10月分決裁として遡及決裁を行っているものである。</p> <p>適正に事業を執行するためには、提出物の精査をはじめ委託先の厳正な履行確認をすべきであり、このような事態が今後生じないよう、管理体制の見直し、関係者への周知徹底を早急に行うべきである。</p> |

| 講 じ た 措 置 |
|--|
| 適切な決裁について、委託先での厳正な履行を確認するため、委託先に対して再委託承諾申請書は適切な時期に提出をするよう指導するとともに、所属において厳正な事務処理に取り組むよう、所属長から所属職員に周知徹底を図った。 |

| 指 摘 事 項 |
|--|
| <p>2. 委託契約に係る監査の結果及び意見</p> <p>(6) 契約書チェック体制の不備について（結果）</p> <p>（伝統産業のPR用記念品及び京都伝統産業ふれあい館の展示品の作成事業：平成21年度 契約実績89,998千円）</p> <p>個別の契約書を通査したところ、西陣織工業組合との契約書に収入印紙が貼られていないかった（6月21日分）（11月2日分）。また、京都陶磁器協同組合連合会（11月30日分）、京都木工芸協同組合（11月30日）及び京表具協同組合連合会（11月30日分）にもない状況であった。</p> <p>収入印紙の添付義務は一義的に契約相手側にあるとはいえるが、契約書を取り交わす手順の中で、市側でも法形式上の有効性をチェックしているはずであり、上記のとおり複数の契約書に瑕疵がある場合にはチェック機能によって発見、修正されるはずである。</p> <p>契約関係の法形式チェック体制を見直すべきである。</p> |

| 講 じ た 措 置 |
|---|
| 契約書チェック体制について、契約書を受領する際には、収入印紙の添付、割印の押印、契約相手側の氏名・印鑑など、複数の職員で確認するようにチェック体制を見直した。 |

| 指 摘 事 項 |
|--|
| <p>2. 委託契約に係る監査の結果及び意見</p> <p>(7) 契約額の積算方法、実績チェックについて（結果）</p> <p>（京都市観光案内所運営費：平成21年度契約実績38,666千円）</p> <p>当該契約の当初委託料40,404千円の積算内容を閲覧すると、見積書の内訳があるのみで人件費・物件費について、どのような委託業務にどれほどの人員・経費がかかるかといった詳細な積算がされていない。また、見積書上、値引き13,000千円が計上されているため、数字の根拠は予算額であり、委託料の適切な積算が行われていないことが推察される。</p> <p>さらに、（社）京都市観光協会より“平成21年度京都市観光案内所決算書”において収益38,666千円、費用51,165千円（人件費等37,082千円、委託費等11,327千円等）が報告されている。当該費用額には市の委託業務である京都市観光案内業務に係る人件費等の諸経費だけではなく、観光協会の自主事業であるチケット販売等に係る諸経費が区分されずに計上されている。すなわち、委託料38,666千円に対応する決算額が明確に判明する形で記載されていない。従って、委託業務に要する委託料に見合うコストに関して、精緻な実績チェックが出来ていない状況にあると考えられる。</p> <p>委託業務に要する費用を明確に区分して計上した資料を提出させて、前年度実績について詳細なチェックを行い、当該実績に基づく積算により、予算化を図っていく必要がある。</p> <p>なお、京都総合観光案内所の開設（平成22年3月16日）により、当該委託業務は廃止されている。</p> |

| 講 じ た 措 置 |
|--|
| <p>契約額の積算方法、実績チェックについて、現在の京都総合観光案内所の運営業務についてはプロポーザル方式により業者決定を行っており、その際に委託業務に係る積算方法と委託料コストについては、京都総合観光案内所運営業務委託先選定委員会により、適切な積算が行われていることを確認している。</p> <p>また、実績についても、年度末に委託業務に係る収支報告書及び事業報告書の提出による確認を行っており、この結果を予算編成にも反映させていく。</p> |

| 指 摘 事 項 |
|---|
| 5. 中央卸売市場第二市場・と畜場特別会計に係る監査の結果及び意見 |
| (2) 施設の物理的な状況について（結果） |
| i) 遊休施設について |
| 往査で伺った際は、通常のと畜・せりが実施されている日であったが、施設内部には利用されていないスペースが散見された。担当者にヒアリングしたところ、せりの頭数によって施設の利用度が大きく異なるとの説明を受けた。 |
| 現在の施設は年間取扱数が最大で牛約3万頭、豚約4万頭を基準に作られているが、年間の実際取扱数量が牛1万頭、豚2万頭を割り込んでいる現状を勘案すると、現在の施設は過大であると言える。 |
| また、食肉の保管に使用する冷蔵庫についても、近年の減少傾向により一部使用されていない部分があるとのことであるが、頭数に見合った効率的な規模の施設での運営が求められる。なお、平成22年度より枝肉保管冷蔵庫について、卸売業者が、施設使用料改正などの動きを受け、使用料節約のため、月によっては不要な箇所を使用しない場合が出てきており、それに合せて電気も切っている。このような対策を今後も続けていくべきである。 |

| 講 じ た 措 置 |
|--|
| 取扱数と施設規模の格差については、卸売業者と市が協力し合って増頭に取り組んでいるところである。 |
| 平成22年度におけると畜の年間取扱数は、マスタープランで年度毎に設定した目標との比較において、牛については平成25年度の、豚については平成27年度の各数値を超えて達成しているところである。 |
| 冷蔵庫の使用においては、今後とも、業者が保管物を一部にまとめる等して、使わない箇所においては電力を切り、節電に努める。 |

| 指 摘 事 項 |
|---|
| <p>5. 中央卸売市場第二市場・と畜場特別会計に係る監査の結果及び意見</p> <p>(2) 施設の物理的な状況について（結果）</p> <p>iii) 今後の施設のあり方</p> <p>ii) から分かる通り、現状の施設は効率性の観点からも、安全性の観点からも使用を継続するには種々の問題を抱えている。施設を改修するとなれば、市は多大な財政的負担を強いられることとなるが、直ちに施設の更新に着手する必要がある。</p> |

| 講 じ た 措 置 |
|--|
| <p>今後の施設のあり方については、マスタープランにおいて、施設の改築に関して、施設老朽化による不具合の解消、一部の牛の大型化等現状に見合った設備の導入、高度な衛生管理を目的とした各処理ラインの見直し等を図るとともに、年間の目標取扱頭数としている牛13,000頭、豚23,000頭に見合ったコンパクトで効率的な施設を想定するなど、現在の施設における課題を踏まえた再整備を目指しており、平成23年度については、基本計画策定業務を実施しているところである。</p> |

| 指 摘 事 項 |
|---|
| <p>6. 財団法人京都高度技術研究所に係る監査の結果及び意見</p> <p>(2) 貸倒引当金計上不足について（結果）</p> <p>中小企業支援センターでは、小規模事業者向け直接貸付事業（新規貸付は平成16年4月に廃止）を実施していた。平成21年度決算では、合併後の高度技術研究所において過年度に発生した貸付金の残額91,912千円について会計顧問等とも相談の上、破綻懸念債権として認識し、50%の貸倒引当金（45,956千円）を計上している。</p> <p>しかし、当該貸付金は、貸付先が破産している等、回収が長期に渡るか、もしくは回収が見込めないものがほとんどとのことであり、平成23年3月末までに元金完済が確実に見込める債権7,123千円を除き、当該貸付金に対して100%の貸倒引当金（84,789千円）を計上する必要があり、平成21年度決算では、38,833千円の貸倒引当金が不足している。</p> |

| 講 じ た 措 置 |
|--|
| 貸倒引当金計上不足について、京都市が高度技術研究所に対し、破産更生債権等に該当するものについては、その貸付残高の100%を貸倒引当金に計上するように指導し、平成22年度決算（平成23年3月）において、適正に計上されたことを確認した。 |

| 指 摘 事 項 | |
|--|--|
| 6. 財団法人京都高度技術研究所に係る監査の結果及び意見 | |
| (3) 所有者の不明な金庫内現金について（結果） | |
| | 一般会計及び京都環境ナノクラスター（旧知的クラスター創成事業）特別会計所管の金庫において、以下の所有者不明金が検出された。高度技術研究所の管理財産を明確にするため、金庫内に高度技術研究所以外の財産を保管しておくべきではない。 |
| 不明金等の内容 | 備考 |
| 現金 53,272 円 | 「情報処理学会関西支部（幹事会）」と記載されている封筒の内容である。 平成16年に口座解約された預金通帳残高と金額が一致しており、当該団体からの預り金を解約時から放置したままになっているものとみられる。 |
| 現金250 円 乗車回数カード（1,000 円分）20枚 テレホンカード3枚 | 担当者、出所ともに不明。 |

| 講 じ た 措 置 | |
|---|--|
| 所有者の不明な金庫内現金については、指摘後、速やかに高度技術研究所において所有者等を調査し、当該現金は同研究所が管理すべき財産であることを確認したため、適正な会計処理を行い、本市で確認した。 | |
| | 今後、同研究所の財産について、確実な帳簿管理を行い、金庫内に高度技術研究所以外の財産を保管することができないように徹底する。 |

2 平成21年度包括外部監査（平成22年3月30日監査公表第635号）

(行財政局-1)

| 指 摘 事 項 |
|--|
| <p>I 市有財産の活用状況</p> <p>(V) 貸付財産（普通財産他）</p> <p>3 監査の結果</p> <p>3. 労働組合等への市有財産の無償貸付け</p> <p>市に勤務する労働者で組織する組合であっても、その人格は市とは別個のものである。</p> <p>従って、市有財産の一部を当該組合に貸付け、その使用料を減免するためには、その使用目的が「市有財産・物品条例第2条第3項」に該当するか否かの判断となる。労働組合の活動は第3項第1号、第2号、第3号に該当しないのは明らかであるので、第4号に該当するか否かを検討する。</p> <p>第4号 「その他公益上または管理上特に必要と市長が認める用に供されるとき。」</p> <p>(1) 労働者の組合活動は、組合員のための活動であり、「公益上特に必要な活動」とは認められない。</p> <p>(2) 「管理上特に必要」とは、「市役所の建物の管理上、特に必要」と解すべきであり、組合活動がこれに該当するとも解し難い。</p> <p>市の担当者は「第4号に該当する。」との見解であるが、無理があると考える。</p> <p>以上の点から、市役所建物等の一部の諸労働組合に対する貸付けは、適正価額の使用料を徴すべきである。（これは労働組合活動そのものを否定するものではないことを付言する。）</p> <p>[参考] 法人税法適用法人で本件と同様の場合は、国税当局により、使用料相当額が労働組合等への「寄附金」と見做され、一定の計算により損金不算入となり、法人税の課税所得に算入される。</p> |

| 講 じ た 措 置 |
|--|
| 市役所建物等の一部の諸労働組合に対する貸付に当たっては、平成23年度から貸付対象となる建物等の状況に応じた一定の減額措置を行ったうえで、使用料を徴収することとした。 |

(行財政局－2)

| 指 摘 事 項 |
|---|
| <p>III 公有財産台帳の管理</p> <p>1 公有財産台帳の不備</p> <p>1．市有財産の有効活用を推進するためには、その情報が正確でなければならない。</p> <p>公有財産台帳の記載間違いがあれば、判断を誤ることに繋がりかねない。今後は、各局等で定期的に管理財産を見直す制度を確立し、財産活用促進課はそれを確認すべきである。</p> |

| 講 じ た 措 置 |
|--|
| <p>平成22年3月に導入した公有財産管理システムにおいて、財産の取得、処分については、所管局において仮登録し、財産活用促進課において確認及び本登録を行う、ダブルチェックを敷く仕組みとした。</p> <p>また、本システムは、全職員が閲覧可能で、航空写真の閲覧により視覚的に公有財産情報を確認でき、各局等において、隨時、管理財産のチェックを行うことができるため、記載間違いがあれば、財産活用促進課が所管局と協議し、隨時、台帳を修正することとしている。</p> <p>さらには、毎新年度に、前年度の財産の異動の集計に誤りがないか、各局等に確認の依頼を行っており、台帳の記載に漏れ等がないか最終確認を行うことで、チェック体制を強化している。</p> |

| 指 摘 事 項 |
|--|
| <p>IV 京都市土地開発公社</p> <p>(II) 市土地開発公社の事業状況</p> <p>4 監査の結果</p> <p>2. 財産活用促進課は保有地の現状把握等、市土地開発公社に関する事務が行えておらず、「京都市事務分掌規則」どおりに事務が行えていない。</p> <p>今後は、財産活用促進課が規則どおり事務を行うためのマニュアルを作成するか、同課だけで事務を行うことが困難であれば、規則を実情にあったものに改正するよう改善すべきである。</p> |

| 講 じ た 措 置 |
|---|
| <p>平成22年11月に、財産活用促進課から各局等に照会を行い、公社保有地に係る現在の事業進捗状況等を把握するとともに、必要に応じて、財産活用促進課で保有地の現地視察も行うなど、公社保有地の状況把握を行うように改めた。</p> |

(行財政局－4)

| 指 摘 事 項 |
|---|
| IV 京都市土地開発公社 (II) 市土地開発公社の事業状況 4 監査の結果 3. 先行取得の契約手続については、書類が市土地開発公社に回されているが、市土地開発公社はその内容の把握が不十分である。今後は、書類だけでなく、契約手続等の実務にも積極的に関わり、内容把握のため現地確認を行い、その記録を保存すべきである。 |

| 講 じ た 措 置 |
|---|
| 市土地開発公社に対して、先行取得の契約手続を行う場合は、必要な範囲で現地確認を行い、その記録を保存するように文書で指導し、事務の改善を図った。 |

(行財政局－5)

| 指 摘 事 項 |
|---|
| IV 京都市土地開発公社 (II) 市土地開発公社の事業状況 4 監査の結果 4. 理事会の出席については、委任状出席が多いいため、職務に専念できるよう理事の他団体との兼任を極力避けるべきである。 |

| 講 じ た 措 置 |
|--|
| 理事については、公社の運営上、公社保有地の関係局（先行取得依頼局）の長等が就任しており、必要な人選であると考えている。 理事会の出席については、平成22年度から、開催場所の変更や日程調整の早期着手など、理事が出席できるよう改善を図ったところであり、平成22年度については、委任状出席は減少している。 |

| 指 摘 事 項 |
|---|
| IV 京都市土地開発公社 (IV) 決算書等の検証 1 決算書 (3) 監査の結果 1. 決算書に次の不備があった。 (1) 賞与引当金の計上 市土地開発公社では、賞与引当金の計上がなされていないため、適正額を計算の上、 計上すべきである。 |

| 講 じ た 措 置 |
|--|
| 賞与引当金については、平成 22 年度決算書から計上していることを確認した。 |

3 平成20年度包括外部監査（平成21年3月30日監査公表第605号）

(交通局-1)

| 指 摘 事 項 |
|--|
| II 貸借対照表 (I) 資産 1 固定資産及び資産外備品 4. 建設仮勘定における信号機の処理については、市建設局並びに警察との協議の上、信号機の仮設から本設の移設を行っていることであるが、高額であると同時に、重要な事項の検討課題であるので、それらの経緯の議事録等を残すべきである。今後、十分な配慮が必要である。 |

| 講 じ た 措 置 |
|--|
| 建設仮勘定における信号機の処理については、指摘以降、地下鉄の延伸を行っていないことから、同様の案件は生じていないが、再発防止に向けて、当該指摘事項を周知するとともに、同様の重要案件は議事録等を作成するよう、所属長から所属職員に徹底した。 |

| 指 摘 事 項 |
|--|
| IV 契約事務 7 収入金搬送業務及びつり銭資金、廃券搬送業務について 2. 収入金搬送業務、つり銭搬送業務、廃券搬送業務は、次回の契約改定時には、実態にあわせて一つの契約として見直すべきである。 |

| 講 じ た 措 置 |
|--|
| 収入金搬送業務及び廃券搬送業務については、いずれも業務量が定まっていることから、平成 22 年度から両業務をまとめて総価契約によって契約するべきものとして見直しを行った。 また、つり銭搬送業務については、つり銭の使用量が駅ごとに異なること及び定期的に決まった量が使用されるものではないことから、平成 22 年度以降も上記契約と別契約として、実態に応じた単価契約によって契約している。 |

| 指 摘 事 項 |
|--|
| VII 労務管理 (II) 給与及び労働関係諸問題の検証 2 諸手当 (5) 管理職手当 1. 「管理職」と「労働時間等に関する規定の適用除外者である管理監督者」とは異なる。 5級（係長級）・6級（課長補佐級）の指定職員であっても、現状の職務からすると超過勤務手当を支給しなければならない。 |

| 講 じ た 措 置 |
|---|
| 交通局では、平成23年4月から、係長級以上としていた指定職員の範囲を、その職務内容に鑑み、課長級以上の職員に見直した。 この見直しに伴い、係長・課長補佐級の職員については、管理職手当は支給せず、超過勤務手当を支給することとした。 |

| 指 摘 事 項 |
|---|
| IX 外郭団体 (III) 京都地下鉄整備 株式会社 (1) 特命随意契約について 2. 車両の清掃・消毒業務についても交通局から再委託先への直接契約とされるように改めるべきである。また、車両清掃・消毒業務は他に請け負うことの出来る業者が複数いることが想定されるので、一般競争入札に改めるべきである。 |

| 講 じ た 措 置 |
|---|
| 車両の清掃・消毒業務については、平成 22 年度に指名競争入札による直接契約に変更し、さらに、平成 23 年度からは公募方式である参加希望型指名競争入札による直接契約に変更している。 |

(監査事務局)